

# 公益財団法人北海道サッカー協会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道サッカー協会と称し、英文標記は、Hokkaido Football Association (略称 HKFA)とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、北海道サッカー界を統括し、代表する団体として、サッカーの普及・振興と競技力向上のために必要な事業を行い、もって道民の心身の健全な発達と北海道のスポーツ文化の振興と社会の発展に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカーの普及・振興のため各種競技会等の開催
- (2) サッカーの競技力向上のため競技者、指導者及び審判員の育成・強化
- (3) 競技者、加盟チーム、指導者及び審判員の登録
- (4) サッカー競技を道民に啓発するための広報活動
- (5) スポーツ関連施設の運営管理
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければいけない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第4章 評議員

#### (評議員の選出)

第10条 この法人には評議員25名以上30名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局担当1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことのある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内、使用人(過去に使用人になった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(役員、監事及び評議員)との関係

- (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該評議員が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該評議員を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員にはその職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める費用弁償規程によるものとする。

## 第5章 評議員会

(構 成)

- 第14条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

#### (決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名押印する。

## 第6章 役員

#### (役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、理事のうち5名以内を副会長、1名を専務理事、6名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とする。

4 第2項の副会長のうち1名、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長のうち1名(業務執行理事である者)及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長(業務執行理事以外の者)は、会長を補佐し、専門委員長を担当する。

4 常務理事は、この法人の日常の業務を掌理し、専門委員長を担当する。

5 会長、副会長のうち1名(業務執行理事である者)及び専務理事は、毎年事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第7章 理 事 会

(構 成)

第28条 理事會は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事會は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した業務執行理事が理事会を招集し、議長を務める。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第34条 本法人の事業を円滑に推進するために、専門委員会を置く。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成員及び運営に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第36条 この法人は、基本財産の減失によりこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

第39条 この法人には、その業務を処理するために事務局を設置し、事務局には事務総長その他必要な職員を置く。

2 重要な職員は理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員は有給とする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は 出口 明 とする。

4 この法人の最初の評議員は、次の掲げる者とする。

山田 政光、新山 英二、鈴木 正三、武部 豊樹、太田 英司、佐藤 茂、金澤 瞳、八木橋政則、  
佐々木紀夫、中山 茂、小野瀬一記、栗原 智博、榎原 尚行、五十嵐勝一、間瀬 元、羽立 雅樹、  
田中 和久、生島 典明、鈴木 幹男、矢内 利行、加藤 孝俊、佐々木 純、小山 昌吾、品川 吉正、  
北村 力、吉川 正也、清水 邦吉、濱田 賢一、石塚東洋雄

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
土地	北海道札幌市豊平区水車町5丁目5番41号

平成25年4月1日 施行

平成26年6月7日 一部改正

平成28年3月19日 一部改正

平成28年6月12日 一部改正

当法人の定款に相違ない。

公益財団法人北海道サッカー協会 代表理事 鈴木 重男